

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| 議案番号 | 議案の名称 | 審査結果 | 採決日 |
|-----------|--|---------------|------|
| 議案第 1 6 号 | 令和3年度宝塚市水道事業会計予算 | 可決 (全員一致) | 3月4日 |
| 議案第 1 7 号 | 令和3年度宝塚市下水道事業会計予算 | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 2 5 号 | 令和2年度宝塚市下水道事業会計補正予算(第2号) | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 3 9 号 | 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 0 号 | 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 1 号 | 工事請負契約(土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)対策工事(その1))の締結について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 2 号 | 工事請負契約(都)荒地西山線道路新設改良工事(その2))の締結について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 3 号 | 工事請負契約(都)荒地西山線道路新設改良工事(その3))の変更について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 4 号 | 訴えの提起について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 5 号 | 損害賠償の額の決定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 7 号 | 市道路線の認定及び認定変更について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第 4 8 号 | 市道路線の認定変更について | 可決 (全員一致) | |
| 請願第 1 8 号 | 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出を求める請願 | 不採択 (賛成少数) | |

審査の状況

① 令和3年 3月 1日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

② 令和3年 3月 4日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

③ 令和3年 3月16日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和3年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第16号 令和3年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

令和3年度水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

(令和3年度予算の概要)

| | |
|-----------|---|
| 業務の予定量 | 給水人口 23万5,014人 年間総配水量 2,458万3,526 m ³ 一日平均配水量 6万7,352 m ³ |
| 主な建設改良事業 | 管路更新事業 9億2,000万円 基幹施設耐震化事業 3億6,800万円 |
| 収益的収入及び支出 | 事業収益 48億4,462万円 事業費用 54億6,826万円 収支差引 6億2,364万円の赤字 |
| 資本的収入及び支出 | 資本的収入 17億5,144万5千円 資本的支出 31億6,220万9千円 収支差引 14億1,076万4千円の不足 損益勘定留保資金などで補てん |

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 損益勘定留保資金の現在の残高は。また、毎年2億円を超える資金の減少が10年続く見込みと聞くが、政策は。

答1 損益勘定留保資金の令和3年度末における残高は、資本的収支不足額を補填する前の残高が32億4千万円で、補填した後が18億2千万円となる。令和4年度以降も数億円ずつ減少していき、10年程度で底をつく見込みである。

対応としては、損益勘定留保資金の減少をできるだけ抑えるため、民間委託や再任用職員の活用など、経営健全化に向けた取組を進めたい。

問2 未償還額が今後も増えるとのことだが、企業債の平均的な償還年数は。

答2 管の法定耐用年数が40年のため、40年で借り入れることがほとんどとなる。

問3 管路の耐震化の進捗状況と耐震化率は。

答3 令和元年度末現在で管路の総延長は約807キロメートルあり、耐震化済みの管路延長が約84キロメートル。耐震化率にすると10.4%となる。

問4 病院事業、下水道事業への貸付けの状況は。

答4 病院事業に対しては、2億5千万円の貸付けを行っており、令和4年5月31日まで返済期限を延長している。下水道事業に対しては、6億7千万円の貸付けを行っており、今後、さらに3億円程度の貸付けを行う予定で、令和3年度末の残高は9億7千万円程度となる見込み。

問5 宝塚市の水道料金は近隣市と比べて高いのか。

答5 料金は口径により変わる。阪神間では口径13ミリ、1家庭1か月に20トン使用した場合、阪神間では宝塚市が一番低い料金となる。口径20ミリで20トン使用した場合、下から3番目の料金となる。

問6 赤字が続いているが、水道料金についてどう考えているか。

答6 平成28年に作成した水道事業経営戦略においては、赤字が5年程度続く場合、水道料金の在り方を検討する必要があるとしている。現状、数年は毎年2~3億円の赤字が見込まれる。水道料金の在り方を審議会等も含めて検討する必要があると考える。

問7 配水池の耐震化はどのように行うのか。

答7 耐震一次診断は全ての施設で終了している。今後は優先順位をつけて耐震二次診断を実施しながら工事を進めていく。具体的な耐震化方法は、タンクの内外部についての補強工事、基礎の補強、管路の耐震化などの工事を行う。大きな工事なので、単年度で数か所の工事はできないが、経営戦略の中で定める投資額の範囲内で取り組んでいきたい。

問8 会計年度職員を増やして人件費を減らすとのことだったが、技能職員が減少しているように見える。今後の対応は。

答8 下水道事業の事務処理を兼務する人員も含まれるため、事務職員数は増加している。技能職員は、業務の委託化により減少している。技術職員の定年後の人員は補充していきたいと考える。

問9 資本的支出の投資の内訳は。

答9 大口定期または国債で運用したいと考える。実績として、現在は兵庫県住宅供給公社債を3億円保有しており、兵庫六甲農業協同組合に5億円の預け入れをしている。

問10 浄水場運転管理業務の債務負担の内容は。外部委託について、労働組合との合意は得たのか。

答10 令和4年度から小浜浄水場において、夜間休日の管理業務を民間委託する予

定。令和3年度の早い時期に委託業者の選定を行いたい。労働組合との協議は継続中だが、令和2年度中に合意を得られると考えている。

問11 委託費が年平均で6千万円かかる計算になるが、小浜浄水場の夜間休日における人件費と比較してどうなのか。

答11 あくまで理論値であるが、浄水場の管理運営に10名の職員がおり、1億2千万円の人件費がかかっているが、委託することで昼間5名のみの人件費となり、金額は5千万円を見込んでいる。人件費の削減額が7千万円に対し、委託費を6千万円で見込んでいるので、削減効果は年間1千万円程度と考える。

問12 給水収益や配水量が減少している理由は。

答12 人口減少を加味している。また、節水機器の普及により1人当たりの使用水量が減少している。コロナの影響で一般家庭の水量は増加しているが、大口の店舗等は減少している。

問13 夜間休日の運転管理業務を民間委託することについて、災害時の対応はどのように考えるか。民間委託することで、対応が遅れることはないか。

答13 これまでも、災害時は技術職員に緊急連絡をして出勤する体制を取っており、現地の職員だけが対応するわけではない。民間委託を実施した場合、緊急時の連絡体制が課題となるが、他市の事例も研究し対応を検討する。

問14 水道料金の在り方について、県営水道の受水費は高く、阪神水道企業団の受水費は黒字で安く抑えられている。その差が大きいがどのように考えるか。

答14 県営水道の受水費は120円、阪神水道企業団の受水費は六十数円。県営水道は4年に1回の料金の見直しを行っており、毎回値下げを県に要望している。直近2回は値下げを実施されており、今後も要望は続けていく。阪神水道企業団についてもさらなる値下げを要望していく。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第17号 令和3年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

令和3年度下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

(令和3年度予算の概要)

| | |
|------------------|---|
| 業務の予定量 | 年度末水洗化人口 22万9,183人 年間総処理水量 2,732万6,614 m ³ 一日平均処理水量 7万4,867 m ³ |
| 主な建設改良事業 | 公共下水道雨水整備事業 1億4,875万円 公共下水道汚水整備事業 4億2,395万円 |
| 収益的収入及び支出 | 事業収益 43億4,981万5千円 事業費用 43億9,185万6千円 収支差引 4,204万1千円の赤字 |
| 資本的収入及び支出 | 資本的収入 15億7,116万5千円 資本的支出 32億6,575万7千円 収支差引 16億9,459万2千円 損益勘定留保資金などで補てん |

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 資本的収支不足が17億円弱あり、損益勘定留保資金で補填されている。資本的収支及び支出においてこの収支バランスは今後も続くのか。

答1 資本的収支不足額を補填する前の令和3年度末における損益勘定留保資金の残高は21億2千万円で、この金額は水道事業から借入予定の3億円を含んでいる。現在、下水道事業は水道事業からの借入れがないと経営が回らない状況で、このような状況が令和6年ぐらいまで続く見込みである。

問2 企業債は今後23%増える予定だがどう考えるのか。

答2 建設改良事業は進んでいるが、過去の起債の償還が満期を迎えていくので、新たに借入れを行っても償還額は減少していく。

問3 汚水管の耐震化率が目標を上回った理由は。

答3 令和2年度から繰り越して工事を行っている中山安倉汚水幹線約1,100メートルの耐震化が完了予定であり、切畑汚水幹線、向月町地域の延長500メートルも耐震化完了見込みとなる。総計1,600メートルの耐震化工事が完了となるため、令

和3年度末には目標値を超える63.9%の耐震化を見込んでいる。

問4 水洗便所改造資金の貸付金の状況について、水洗化率はどの程度進んでいるのか。また、貸付けの残金はどの程度あるのか。今後も貸付けを行うのか。

答4 現在の水洗化率は99.3%。貸付金の内容は標準工事の範囲内で36万円、返済は無利子で36回以内。近年の貸付状況は平成28年度が3件、平成29年度が1件、令和元年度が1件あった。平成29年度の貸付分は全て返済済み。令和元年度の残高が20万円で、返済が滞っていることはない。

問5 ポンプ修繕工事と電気設備修繕工事の内訳は。

答5 兵庫県武庫川下流域下水道事業については中継ポンプ場が設けられており、この施設の修繕工事と、瓦木ポンプ場等での4機のポンプ修繕と聞いている。電気設備修繕工事については、本体の浄化センターの部分で遮断機の分解・整備と真空接続機の分解・整備、インバーター部品の交換と聞いている。

問6 令和3年度から令和32年度までの期間で組んだ債務負担の兵庫県東流域汚泥処理事務事業負担金について、事業内容と期間が30年間である理由は。

答6 兵庫県が運營業務をしており、下水を浄化することから発生する汚泥物の焼却を行う施設。期間が30年間の理由は、兵庫県の借り入れた起債の償還期限が令和32年度までの予定になっているため。

問7 向月町地内の污水管について、昨年7月の豪雨時に雨水の流入はなかったのか。

答7 道路の冠水により污水マンホール鉄蓋のかぎ穴を通じ、雨水の流入や、管の老朽化により地下水が浸入する状況は認識している。来年度以降も引き続き対策をしていきたい。

問8 職員の技術継承について、時代が進むと新しい材料や技術へ変わっていくが、どう考えているのか。

答8 兵庫県のまちづくりセンターや国土交通大学校での研修会などへ派遣をするなど、最新工法等を学ぶ機会を設けて技術の継承を図っている。研修後は課内で研修内容の共有を行っている。

問9 西谷地域の下水道整備をする予定はあるか。その場合の試算は。

答9 下水道整備をするには下水処理場の建設も必要となる。管路整備等も含め、790億円と試算している。巨額な費用がかかり、実施は不可能と考えている。

自由討議 なし

| | |
|---------|-----------|
| 討 論 | なし |
| 審 査 結 果 | 可決 (全員一致) |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|--|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第25号 令和2年度宝塚市下水道事業会計補正予算（第2号） | |
| 議案の概要 | |
| <p>流域下水道維持管理費負担金の増額により、令和2年度宝塚市下水道事業会計補正予算(第1号)について、第1款 下水道事業費用の既決予算額、42億8,983万2千円を6,000万円増額し、43億4,983万2千円にしようとするもの。</p> | |
| 論 点 なし | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | 武庫川下流流域負担金の負担額と水量の割合が一致しない理由は。また、宝塚市の負担が他市に比べ増加した理由は。 |
| 答1 | 宝塚市は雨水を下水処理場に送らない分流式を採用している。他市は汚水の中に一部雨水を入れる合流式を採用している。雨水分の負担は汚水分よりも低くなるため負担額と水量の割合が一致しない。 また、宝塚市の負担が増加した理由は、昨年6、7月の豪雨により、特に武庫川雨水幹線の汚水の処理量が増加した。早期に補修し、来年度抜本的な改修工事を考えている。 |
| 問2 | 汚水管に雨水が入り込んだ理由は。 |
| 答2 | 1番多い理由はコンクリート管の継ぎ目のゴムパッキンが腐食していること。 2番目に管自体の老朽化、ひび割れが多く見られるためと考える。 |
| 問3 | 雨水管に汚水は流入しなかったのか。 |
| 答3 | 雨水管はごく一部しか整備されていない。雨水は農業用水路を活用し排水を行ってきた経過がある。 |
| 問4 | 下水道管の取替えはどのように行うのか。 |
| 答4 | 最近では下水道管を取り替えず、マンホールとマンホール間にコーティングするようなものを入れ、膨らませることにより、管の中に新しい管を構成する更生工法という方法で整備する。30メートルの間、管路の継ぎ目がなく雨水の侵入を防ぐことができる。 |
| 自由討議 なし | |
| 討 論 なし | |
| 審査結果 可決（全員一致） | |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| |
|--|
| <p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第39号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定 について</p> |
| <p>議案の概要</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請の対象が拡大されたことに合わせて、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> |
| <p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 大手企業であれば受注件数も多く手続きに慣れてくるかもしれないが、中小企業では受注件数も少なく、慣れるまでに時間がかかる。大手企業優遇につながるのか。</p> <p>答1 基準に適合させるためのマニュアルが公表されているので、大手企業だから優遇されるとか中小企業だから対応が難しいということはない。</p> <p>問2 関係する事業者への周知は。</p> <p>答2 法改正は令和元年5月に公布され、施行期日が令和3年4月1日となっている。既に2年近くの周知期間が設けられているため、十分周知されていると考えている。</p> <p>問3 改正によるメリットやデメリットは。</p> <p>答3 デメリットとしては、初期投資として建設経費が若干膨らむ。メリットとしては、温室効果ガスの発生抑制と、省エネ機器の整備や断熱効果を高めた建物にすることで光熱費が抑えられることが考えられる。大まかな試算にはなるが、初期投資についてはおおむね10年程度で回収できると言われている。</p> |
| <p>自由討議 なし</p> |
| <p>討 論 なし</p> |
| <p>審査結果 可決（全員一致）</p> |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第40号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

開発行為の完了に伴い、都市計画法に基づき本市に帰属した山手台東3丁目さくらの丘公園を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 健康遊具の設置がないが、本市はいきいき百歳体操やエイジフレンドリーシティを推進している市でもある。周辺の入居者が若い方が中心で、子どもがメインであることも理解するが、散歩コースでもありそれなりの年代の方も訪れると思うので、健康遊具のニーズはあると考えるが。

答1 今後の参考にして、前向きに検討したい。

問2 設置する遊具について、安全性などの観点から想定する遊具はあるのか。

答2 設置する遊具について、更新する場合は、地域の意見を参考に決定する。安全性については、日本公園施設業協会が定めている遊具の安全に関する基準を守って作られているかを確認した上で採用している。

問3 遊具も大切だが、皆さんが使って少しかけて休むことを考えると環境に配慮した樹木も必要だと考えるが、樹木に対する見解は。

答3 公園の重要な要素の一つに樹木があると考え。市の開発ガイドラインの中で、公園の植樹帯の面積を公園面積の3割以上確保することになっており、適宜高木、中木、低木を組み合わせて植栽を行っている。

問4 樹木もなく、夏場は大丈夫なのか。公園は高齢者から子ども、赤ちゃんまで楽しめる憩いの場。現状のまま使用していくのか、それとも樹木を植え込むのか。

答4 さくらの丘公園の名前のおり、桜などを植えている。現在は幼木を植えており、年数がたてば成長して日影などもできるのではないかと考えている。また、ほかの公園でも取り入れているように、パーゴラに布をかけるなど工夫しながら、日影を意識して考えていきたい。

問5 石の滑り台が設置されているが、斜面が急で、安全性で言えば、滑り降りたら砂場もなく人工芝になっている。帰属を受けてもこのままでは危険ではないのか。

答5 コンクリート製の滑り台は市内でも珍しく、1か所設置済みの公園があるが、

特にけがなどの報告は受けていない。夏場など冷やりとした肌触りで大変好評だと聞いている。

問6 ベンチも石製だが、後々の補修なども考えてあえてそうしているのか。

答6 ベンチの材質については、事業者と協議しながら、景観等を考えた上で採用した。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| |
|---|
| <p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第41号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その1））の締結について</p> |
| <p>議案の概要</p> <p>市内中山台1丁目地内において、土砂災害特別警戒区域の対策工事を実施するため、工事請負契約を締結しようとするもの。</p> <p>請負金額 2億1,626万円</p> <p>請負業者 宇都宮建設株式会社</p> |
| <p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 優先順位として、まずここを施工する理由は。</p> <p>答1 本市には住家などに影響を及ぼす可能性のあるレッドゾーン区域が5か所あり、保全対象施設や斜面地の危険度を勘案した優先度を設定した結果、優先度が一番高かったため。</p> <p>問2 5か所の優先順位は。</p> <p>答2 まずは今回の中山台1丁目、次に中山桜台4丁目、月見山2丁目、長尾台1丁目、中山桜台5丁目の優先度となっている。</p> <p>問3 工事を実施するに当たっての予算に対し、国や県の交付金があるのか。</p> <p>答3 財源については、緊急自然災害防止対策事業債として起債を100%充当しており、元利償還について70%の交付税措置がある。</p> <p>問4 樹木や緑の部分を残すため補強土工を選択したとのことだが、危険箇所を抑える意味ではコンクリートで固める工法もある。安全性は大丈夫なのか。</p> <p>答4 見た目にも優れているが、強度的にも施工性にも優れているということで、最近はほとんどこの工法が採用されている実態がある。</p> <p>問5 住宅地とも密接しているが、住宅地内の道路などに影響はないのか。</p> <p>答5 工事施工に当たっては、生活道路が一時的に通行止めになることも今後予想されるため、地域の方々には工事内容についてあらかじめ説明した上で、御不便をおかけすることについても説明している。</p> |
| <p>自由討議 なし</p> |
| <p>討 論 なし</p> |

| | |
|------|----------|
| 審查結果 | 可決（全員一致） |
|------|----------|

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|----------------------|---|
| 議案番号及び議案名 | 議案第42号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その2））の締結について |
| 議案の概要 | <p>市内千種1丁目外地内において、都市計画道路荒地西山線の掘割区間の鉄筋コンクリート製場所打擁壁を整備するため、工事請負契約を締結しようとするもの。</p> <p>請負金額 3億5,871万円</p> <p>請負業者 金山建設工業株式会社</p> |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | <p>問1 今後も工事が続く状況であるが、近隣からの苦情やクレームは出ていないのか。</p> <p>答1 要望など出てきたりはするが、工事を進めるに当たって説明会の開催や毎月の工事のお知らせなどの配布による周知、また、時間外の作業がある場合には別途お知らせするなど丁寧な対応をしている。</p> <p>問2 工期短縮の検討は。</p> <p>答2 交付金の配分状況や市の財政状況を注視しながら、効率的な工事施工に努めていきたいと考えている。また、本線の残り部分の工事については、できる限り一体的な施工を行い、効率的な事業進捗を図っていきたい。</p> |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| |
|---|
| <p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第43号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について</p> |
| <p>議案の概要</p> <p>都市計画道路荒地西山線道路新設改良工事について、建設発生土の処分費が安価な処分地へ変更する一方で、函渠工において新たにひび割れ誘発目地の設置が必要となったことなどから各費用に増減が生じたため、契約金額を802万1,200円減額し、6億860万4,700円に変更しようとするもの。</p> |
| <p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 何度も契約変更されるが、なぜ当初から分からなかったのか。</p> <p>答1 今回のひび割れ誘発目地の追加については、受注者に求めている温度応力解析の結果により必要となったものである。温度応力解析は、施工時期の外気温やプラントのコンクリート温度、コンクリートの養生条件、打込み区画の大きさなどの設定について、実際の施工時の詳細な施工計画と整合させる必要があり、当初設計段階で確定させることが困難なためである。</p> |
| <p>自由討議 なし</p> |
| <p>討 論 なし</p> |
| <p>審査結果 可決（全員一致）</p> |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第44号 訴えの提起について

議案の概要

市営住宅などの明渡し及び滞納家賃などの支払いを請求するため、訴えの提起をしようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 市営住宅の家賃や駐車場使用料を3か月以上滞納した件数が、平成27年度から令和元年度にかけて減少しているが、回収されたことにより減少したと考えてよいのか。

答1 3か月以上の滞納が回収されることはなかなか難しい。おそらく退去が大半を占めているのではないかと考えている。

問2 裁判の費用はどの程度かかるのか。また、相手側から回収できない場合は不納欠損となるのか。

答2 訴訟費用は弁護士委託料や裁判所への手数料で合計33万円程度発生する。滞納した家賃等については回収に努めるが、やむなく消滅時効を迎えた場合は債権放棄をして不納欠損せざるを得ないと考えている。

問3 保証人はどうなっているのか。

答3 現在は亡くなられており、連帯保証人はいない。3年ほど前に亡くなられたようで、本来であればその際に届出の必要があったと考えている。

問4 市営住宅につき1月124,800円、駐車場につき16,000円を支払えとあるが、高いのでは。所得が多いということか。

答4 入居者は、毎年度収入申告を行わなければならないが、その申告に基づき、収入に応じた家賃を決定するが、相手方は請求を行ったにもかかわらず収入申告をしなかったため、家賃が近傍同種家賃となり、通常より高い金額となっている。

問5 本人と連絡が取れないとのことだが、郵便物の状況や近隣への確認は行ったのか。また、確認は指定管理者が行っているのか。

答5 市の職員も何度か現地に足を運んでいるが、郵便物はたまっておらず、近隣の聞き取りでも帰宅されているということだった。市から発送している郵便物についても、手には取っているということは間違いないと考えている。

問6 コロナ禍において、生活状況も変わってきている。本人がどういう状況か分からない中で、住むところを失うことが適切なのか。

答6 市営住宅は住宅の確保に対する要配慮者のセーフティネットだと認識しているが、一方で施設を管理運営していくに当たって公平性の観点からも適正な管理はしていかなければならないと考えている。今後の対応を考えていくにも、やはり会って、話をして、必要があれば対応を考えたい。

問7 退去せよという訴えだが、相手方に身寄りも収入もなければ難しいのでは。どのように考えているのか。

答7 身寄りも収入もないという理由で訴えを取り下げるつもりはないが、支払いの方法など、行政が支援できることは支援する中で、一緒に考えていきたい。

問8 保証人が亡くなった場合は自己申告とのことだが、本件は平成26年から未済額がある。市として保証人の調査をしてはいけなかったのか。

答8 公営住宅法の規定に基づき調査は可能である。本件の場合、分納誓約の後、遅れながらも納付があったため、これまで調査の必要がなかった。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第45号 損害賠償の額の決定について

議案の概要

市道において発生した自動車損傷事故について、市道の管理上の瑕疵を認め、相手方に生じた損害を賠償するもので、その損害賠償の額を75万2,400円と決定しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 市が管理する道路で車が障害物にぶつかって損傷したことによる損害賠償とのことだが、こういった事例は多いのか。

答1 過去5年間において2件ほどあった。

問2 市には全ての市道について、車やトラックが安全に通れるよう管理する義務があるということか。

答2 道路管理者として、道路及び道路施設については管理瑕疵に対する損害賠償義務はあると考えている。

問3 市のホームページで市道の一覧を見ると、幅員や舗装の有無の記載はあるが、高さについて特に記載はないが。

答3 道路法で建築限界があり、車道上4.5メートルは障害物のないよう設置しなければならないとしている。

問4 仮に道路管理者の管理が不十分であったとしても、運転者側に自己責任はないのか。市に90%の責任があるという判断は妥当なのか。

答4 市単独で判断するのは非常に厳しいことから道路賠償責任保険に加入しており、損害額の確定や過失相殺の過失割合について引受保険会社からアドバイスを受けた上で交渉することとしている。保険会社は専属のアジャスターや弁護士の裏づけを持っているため、内容について特に問題があるとは認識していない。

問5 事故現場で車両がぶつかった街路樹は非常に立派な木で、住民の皆さんが大切にされているのではないかと考える。伐採するより、トラックの通行制限又は注意喚起看板の設置にとどめてはどうか。

答5 地域で長年大切にされてきた木で、できれば残したいが、枝の張り出しも大きく、道路幅員が3.6メートルの道路でこの街路樹の部分を除くと2.2メートルしかないため、仮に啓発看板を設置しても同様のケースが起り得ると考えられる。

自治会には丁寧に説明をした上で、最終的には伐採の方向で検討している。

問6 市内での類似箇所への対策は。

答6 今の時点では、古く開発された土地において、このような樹木が点在していることは認識しており、詳細については調査を始めたところである。最終的には建築限界内における4.5メートルは障害物のない形で確保したいと考えているが、地域に親しまれている樹木もあり、市が勝手に伐採や剪定はできないと考えている。地域との丁寧な協議の中で理解を求めていくものと考えているが、費用や時間的なこともあり、早急に啓発看板を設置し安全対策を講じる方向で考えている。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第47号 市道路線の認定及び認定変更について

議案第48号 市道路線の認定変更について

議案の概要

（議案第47号）

都市計画法に基づく土地の帰属により市道路線を新規に認定するとともに、既認定道路の終点を変更しようとするもの。

（議案第48号）

現状、道路として供用されていない区域を含む既認定路線について、その一部を廃止し、終点を変更しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 現地を見ると、路面がタイルできれいな模様になっている部分があった。特殊なタイルが使用されていると思うが、周囲にはまだ住宅もない。市道に認定しても、今後大きな工事車両が通ることで傷みも早くなると思うが、補償などはないのか。

答1 開発行為による道路の新設があった場合、市道認定を行わないと建築基準法上住宅が建てられないので、市が引き取らざるを得ないのが一般的である。瑕疵担保的なものは開発まちづくり条例の中でも定めたものはないが、一般的には工事車両の通行などで市道を傷めた場合には瑕疵に応じて補修をしていただくことになる。また、新たに造った道路に対して、3年間は掘削しないなどの決まりはある。

問2 道路やタイルの耐用年数は、一般的にはどのくらいか。

答2 一般的には、道路の舗装は最低10年とし、タイルやカラー舗装は同様と考えている。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果

議案第47号 可決（全員一致）

議案第48号 可決（全員一致）

令和3年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第18号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出を求める請願

<請願の趣旨>

兵庫県の最低賃金は前年度から1円引き上がり時給900円になった。しかしこの金額は全国平均902円より低く、東京都の1013円よりも113円、大阪府の964円よりも64円、京都府の909円よりも9円低くなっている。

日本の最低賃金の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律でないために都道府県の格差が大きい、③中小企業支援策が不十分である、の3つである。

最低賃金の引き上げとそれに伴う中小企業への財政支援で地域経済の好循環をつくりだし、コロナ感染症の広がりや困難をしいられている労働者と市民の生活を守ることが求められている。

以上の理由により、最低賃金の引き上げについて、次の事項の実施を求める意見書を国へ提出されることを請願する。

<請願の項目>

以下の項目について、意見書を国へ提出して下さい。

- 1 国は、最低賃金をすぐに1000円、さらに1500円に引き上げること。
- 2 国は、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- 3 国は、最低賃金の引き上げに伴う中小企業への支援策を拡充すること。

<質疑の概要>

問1 文面でコロナ禍を強調されているように思うが、コロナが終わったらどうなるかと考えているか。

答1 （紹介議員A）コロナ禍は現在の状況を表しているだけである。最低賃金の状況はずっと続くので、憲法に基づいた形にしてほしいということ。

問2 請願項目にある、1千円、1,500円といった額の根拠はあるのか。

答2 （紹介議員B）静岡大学の調査では、1人の男性がワンルームマンションで生活するとなると最低でも22万円必要だと試算された。仮に22万円から24万円必要だとしたら、労働時間を月150時間で計算した場合、時給が約1,500円となるため、それを根拠の一つにされたと考えている。

問3 最低賃金引上げに伴う中小企業支援策はどのようなものがあると考えているか。

答3 （紹介議員C）社会保険料負担や税金の免除制度。また、賃金を引き上げ、中小企業が支払えない賃金や社会保険料を国が直接助成する方策が中小企業支援制度の中にある。

問4 最低賃金を引き上げ、一律とした場合、労働対価に見合わないケースが出てくるのではないかと。

答4 (紹介議員C) 職種全てを一律にするというよりも、特定最低賃金制度は維持して全体を底上げしていく、地域格差をなくしていくということ。

問5 コロナ禍で事業主も大変なこの時代に、最低賃金を引き上げることで雇用人数が減らされるのではないかと。

答5 (紹介議員A) 最低賃金を引き上げることによって雇用に悪影響を及ぼす証拠は存在しないという専門家の調査結果もある。請願のそもそもの趣旨としても、最低賃金引上げと中小企業支援はセットで進めることが重要な課題であると考えている。

問6 コロナ禍前後において市内の倒産件数の統計は取っているか。

答6 (市当局) 調査会社の情報によると、今年度下半期の企業としての倒産件数は、1件と把握している。

問7 国への請願や意見書の提出など、全国の自治体での取組の把握は。

答7 (紹介議員B) 全国で248の自治体が国へ意見書を提出すると聞いている。

問8 兵庫県では13業種が特定最低賃金制度に挙げられているが、兵庫県が業種を決定しているのか。

答8 (市当局) 国の機関である兵庫労働局が決定していることから、県下統一した単価を国が県ごとに設定していると理解している。

問9 最低賃金法では、具体的な最低賃金については全国一律ではなく、都道府県が決定することとしているのか。

答9 (市当局) おっしゃるとおり。

自由討議 なし

討 論

(反対討論)

討論1 最低賃金を引き上げようという考えには基本的に賛成だが、国に対する意見書の項目の中で、すぐに1千円、さらに1,500円というのは、現在の地方の最低賃金792円からすると倍になる。これは、賃金上昇が極端すぎて受け入れることができない。また、都道府県ごとに審議会を設け、地方の実態を調査した上で決定している最低賃金の制度を根本から崩す考え方は、法律を全く無視し

た考え方であり賛同することができない。中小企業だけに絞っている3項目めについても、非正規雇用を行っているのは中小企業だけではない。それらを含めてこの請願には反対せざるを得ない。

(賛成討論)

討論2 憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を国にどう守らせて、守ってもらうのが大事ではないか。国の中でしっかりやってもらうことが請願の趣旨ではないかと思っている。できるだけ早く、スピーディーに、国が整理をし、協議をして、都市部に集まらずとも地方で仕事ができること。また、中小事業者の営業や生活を守っていくためには社会保障、税の軽減なども含めて取り組んでほしいという内容だと考えているため、賛成する。

(賛成討論)

討論3 コロナ禍において、非常に格差が開いていることは社会問題として取り上げられており、今の社会情勢ではますます弱いところにしわ寄せが来ている。格差を少しでもなくしていこうとする請願が出てきたということは、一般の市民の皆さんの声だと思っている。特に、今この時期だからこそ、最低賃金を上げていこう。すぐにというのは極端かもしれないが、なるべく早急という意味に捉え、賛成する。

(反対討論)

討論4 東京と宝塚でも物価が違うため、全国一律に1,500円となると、それこそ地域間格差のもとになりかねない。雇用する側もされる側も苦慮されている中で、雇用される側からすれば絶対欲しいという希望があるが、雇用する側をつぶしてしまったら元も子もないとも思っている。疑問も感じるので、反対する。

(賛成討論)

討論5 どんな仕事であれ1時間働いたら1千円ぐらいはもらえるべきだと考え、賛成する。

(反対討論)

討論6 確かに最低賃金は大事なことだという認識はある。ただ、すぐに一律1千円、1,500円に引き上げるとするのは、市場原理を少し逸脱しているのではないかと懸念している。中小企業支援とセットにはなるが、企業に大きな負担になる可能性も高い。企業が倒産してしまうと本末転倒である。趣旨としては理解するが、反対とする。

審査結果 不採択（賛成少数 賛成3人、反対4人）

